

B E L S 評価業務料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「BELS評価業務規程」（以下「規程」という。）に基づき岡山県建築住宅センター株式会社（以下「センター」という。）が実施するBELS評価業務に係る評価料金（以下「評価料金」という。）について、必要な事項を定める。

(評価料金)

第2条 申請者は、別表1に定める評価料金を支払うこととする。なお、別表1に明記されていない評価料金については、別途協議により決定する。

(評価料金の収納)

第3条 申請者は、規程に基づく料金を、前条の支払期日までに、現金またはセンターの指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。

2 申請者とセンターは、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

3 銀行振込による場合、振込に要する費用は申請者の負担とする。

(評価料金の返還)

第4条 収納した評価料金は、返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(その他)

第5条 その他特別な事由により、別表1によらない場合は、別途センターと協議のうえ定める額とする。

(附則) この規程は、平成28年4月1日より施行する。
この規程は、令和1年10月1日より施行する。
この規程は、令和3年10月1日より施行する。
この規程は、令和5年7月1日より施行する。

別表1

1) BELS評価業務 一戸建て住宅・共同住宅等
一戸建て住宅 (単位：円・税込)

床面積の合計	一般	併用審査※1
200㎡以内	40,700	11,000
200㎡超500㎡以内	44,000	

共同住宅等 (単位：円・税込)

床面積の合計※2	一般	併用審査※1
200㎡以内	40,700×P	11,000×P
200㎡超500㎡以内	44,000×P	

P：対象住戸数（共用部分は1プランとみなします）

※1 併用審査は、センターで既に設計評価、長期優良住宅、低炭素、性能向上、フラット35S（金利Aプラン）を受けた場合に適合する。

※2 住戸部分の床面積とし、共用部分は一次エネルギー消費量の計算の面積とする。

2) BELS評価業務 非住宅建築物 (単位：円・税込)

対象床面積 (㎡)	標準入力法			モデル建物法		
	用途分類			用途分類		
	A種	B種	C種	A種	B種	C種
300未満	154,000	110,000	77,000	88,000	55,000	44,000
300～1,000未満	209,000	143,000	121,000	121,000	77,000	55,000
1,000～2,000未満	264,000	176,000	154,000	187,000	88,000	66,000
2,000～5,000未満	352,000	264,000	220,000	242,000	143,000	110,000
5,000～10,000未満	418,000	352,000	253,000	308,000	209,000	165,000

※1 用途分類は3)分類のA種、B種、C種に掲げる用途の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

※2 床面積は建築基準法による延べ床面積とする。ただし次の内容を考慮した面積とする。

①対象となる建築物が複合建築物の場合、非住宅部分の面積とする。

②増改築の場合、既存部分を含めた面積とする。ただし既存部分のBEIにデフォルト値を用いる場合は増改築部分の用途・面積により算定する。

※3 計算対象設備を有しない建築物の場合の手数料は上記手数料によらず33,000円（税込）とする。

※4 1棟に用途分類が複数ある場合は次のとおりとする。A種が一部にでも含まれる場合はA種とする。A種が含まれず、B種が一部にでも含まれる場合はB種とする。

※5 計画変更の料金は計画変更時の面積に応じて2)から算定される手数料の50%の額とする。ただし、次の場合は2)に相当する額とする。

①計算方法を変更（モデル建物法から標準入力法等）する場合。

②直前の判定を他機関又は所管行政庁から受けている場合。

※6 床面積が10,000㎡以上の手数料は別途見積りとする。

3) 分類

分類	モデル建物法を使用する場合に利用するモデル
A種	ホテル、病院、集会所等及びこれらを含む複合建築物
B種	事務所、大規模物販、小規模物販、学校、幼稚園、大学、講堂、飲食店、クリニック、集会所等
C種	工場

4) 再交付手数料

1通につき 3,300円（税込）